



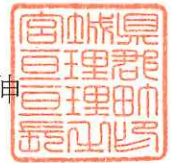
互理町告示第144号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、字の区域を次のとおり新たに画する。

上記の字の区域を新たに画する件は土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定による換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

令和2年11月19日

互理町長 山田周伸



新たに画する字名	左の区域に包含される区域
字荒浜	荒浜字隈崎の一部
	荒浜字横山の一部
	荒浜字星の一部
	荒浜字中野の一部

[土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業の施行区域]

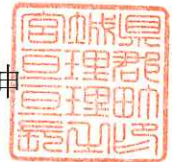
なお、地番等は省略し、関係資料類は互理町企画課に備え置く。

## 決定書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本町の区域内の字の区域を別紙のとおり新たに画するものとする。

令和2年11月10日

互理町長 山 田 周 伸



# 決定書別紙

区域を変更する	左の区域に編入される区域	
字名	字名	地番
字荒浜	荒浜字隈崎	1の5
	荒浜字横山	1の2, 5の1, 6の1, 7の1, 8の1, 9から11まで, 12の1, 14の1, 15の1, 16の1, 17の1, 18の1, 18の2, 36の1, 36の2, 37の1, 38の1, 40の1, 42の1, 44, 62, 62の1, 65, 65の1, 66, 66の1, 67, 68, 68の1, 69, 69の1, 71, 72, 72の1, 73, 77, 77の1, 79, 79の1, 80の1から80の3まで, 81, 81の1, 82, 83, 85の1, 85の2, 110の2, 110の, 111, 113, 116, 117, 119, 119の1, 120, 120の1, 121, 123, 123の1, 124, 125, 125の1, 126から132まで, 132の1, 133, 133の1, 134, 135, 135の1, 137, 138, 138の1, 140, 152, 152の1, 153, 153の1, 154, 154の1, 155, 157, 157の1, 159, 159の1, 160, 160の1, 161, 161の1, 162から165まで, 166の1, 166の2, 191, 192, 196から200まで, 205の一部, 206, 207, 214, 216から218まで
	荒浜字星	26から29まで, 30の1, 31, 32, 100から104まで
	荒浜字中野	62, 64から74まで, 78, 79, 81から83まで, 107の1, 110, 113, 115, 116, 118から120まで, 123から127まで, 155から157まで, 213から215まで, 221から228まで, 243から245まで